

工事仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

この仕様書は、「井尻第2取水場スライドゲート遠隔操作工事」に適用する。

この仕様書、設計図書に記載のない事項については、春日那珂川水道企業団工事共通仕様書及び国土交通省公共建築工事標準仕様書の最新版に定めるものとし、その他は監督員と打合せにより決定する。

2 法令、関係規定の遵守

請負者は施工にあたり諸法令並びに関連規格に従うこと。

3 提出書類

契約事項に関する書類の他、次の書類を提出すること。

- 1) 着手届
- 2) 現場代理人及び主任技術者選任届
- 3) 工程表（計画、実施）
- 4) 下請負届出書
- 5) 工事打合簿
- 6) 工事日報
- 7) 工事写真（材料、着手完成、作業状況等）
- 8) 使用材料の品質証明書等
- 9) 試験成績表
- 10) その他必要とする書類
- 11) 完成届

4 疑義

設計図書に定める事項について疑義を生じた場合は、監督員の指示に従わなければならない。

5 機械器具および工事用材料の管理

使用する各種材料および機械器具は、工程表にしたがい進捗に支障のないよう手配すると共に、品質および保管管理等は請負者において行うものとする。

また、同一場所において施工する別途工事のある場合は、常に相互に協調して支障をきたさないように処置しなければならない。

6 機器の機能保持

請負者は施工完了の際、試験運転開始までの機器の機能保持に必要な措置を講じなければならない。

7 事前調査

請負者は、着手に先立ち、現場の状況、運転状況、関連工事等について綿密な調査を行い、実状を把握し、監督員と協議のうえ施工しなければならない。

8 用地利用

無償貸与以外の民有地等を利用する場合は、すべて請負者の負担と責任において行うものとする。

9 障害物件

工事期間中、障害物件の取扱については、監督員の指示に従わなければならない。

10 衛生管理

請負者は、水道施設構内又はその付近での作業に当たって、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。

第2章 設備概要等

1. 機器及び内容

- | | |
|------------------------|------|
| ・開閉器（Semflex-VM-O1同等品） | 1台 |
| ・テレメーター盤機能増設 | 1セット |
| ・導水ポンプ計装盤機能増設 | 1セット |
| ・テレメーター盤機能増設 | 1セット |
| ・現場操作盤 | 1面 |
| ・テレメーター装置機能増設 | 1対向 |

2. 施工

- 1) 設備の機能を完全に発揮できるように施工し、設計図書に明記のない場合でも必要なことは誠実に施工する。
- 2) 監督員の承認を得た承認図及び施工図などに従って施工する。
- 3) 経験豊富かつ優秀な技術を有する技術者を従事させる。
- 4) 監督員が指示したものについては、監督員の検査を受ける。
- 5) 大型車両を設置する際は、計画を立案し監督員の承認を得る。
- 6) 機器の据付に当っては周囲の環境に対して十分考慮すると共に、据付けの機器の性能を害さないよう水平垂直等に対して十分注意して施工すること。

3. 施工上の注意

- 1) 対象施設は稼働中であるため、停電または設備停止作業を必要とする場合は、事前に作業計画書を作成し、監督員と十分な打ち合わせを行い、監督員の承諾を得てから作業を行うものとする。
- 2) 各機器、資材の単体写真を撮影すること
- 3) 着工前写真と完成写真は対比できるように撮影すること。